

令和3年2月26日

関係各位 御中

京都府商工労働観光部長

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐための 「新しいステージにおける要請」について

この間の新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、政府の対策本部会議が開催され、令和3年2月28日（日）をもって、京都府の緊急事態の解除が決定されました。これを受け、第34回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、緊急事態措置から次のステージへ移行することとなりましたが、感染の再拡大には厳重な警戒が必要ですので、3月1日（月）から3月14日（日）までの間、下記のとおり「新しいステージにおける要請」を講じることといたしました。

つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、要請の内容等を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 新しいステージにおける要請

- (1) 区域 京都府全域
- (2) 期間 令和3年3月1日（月）0時から3月14日（日）24時まで
- (3) 実施内容
 - ① 外出の自粛
日中でも外出自粛 ※ 昼夜を問わず不要不急の外出自粛
 - ② 飲食店等への営業時間短縮要請
 - ・区域 京都府全域（3月8日（月）以降は京都市域のみ）
 - ・期間 令和3年3月1日（月）0時から3月14日（日）24時まで

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～20時

③ 催物（イベント等）の開催制限

- 【人数上限】 5,000人以下 又は 収容定員50%以内※（10,000人以内）のいずれか大きい方 ※大声での歓声なし 100%
- 【営業時間】 21時まで

④ 職場への出勤等

- ・出勤者数の7割削減を目指す
- ・テレワークのより一層の推進
- ・ローテーション勤務、時差出勤等の推進
- ・週休の分散化、休暇取得等により密を避ける

2 感染のリバウンドを防ぐための取組

- (1) 飲食店の皆様へ
 - ・アクリル板の設置等、飛沫防止策の徹底
 - ・適切な換気、テーブル間隔の確保などガイドラインの徹底<利用者の皆様も>
 - ・食事前、退店時の手指消毒

- ・大声を出さず、会話の時はマスクを着用
 - ・4人以下（同居家族は除く）とし、2時間を目安
- (2) 大学等の皆様へ
- ・卒業式及び入学式は分散開催又はオンライン中継、原則として本人以外の出席禁止
 - ・新入生、帰省者が京都に移動する場合は、2週間前からの健康観察を義務付け
 - ・感染者が確認された場合は、保健センター等で行動調査を実施
 - ・学生寮及び部活動等の課外活動における感染防止対策の点検と定期的な対策の確認
- <学生の皆様も>
- ・飲食を伴う行事（謝恩会、歓送迎会等）や卒業旅行の自粛
- (3) 高齢者施設等の皆様へ
- ・当面、医療機関、高齢者施設等における面会の自粛
- <職員・利用者等、病院・施設に出入りする皆様も>
- ・新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底

3 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動の実施

感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。

- (1) 飛沫感染対策の徹底
- ・会話の時は必ずマスクをしましょう！
- (2) 飲食機会における感染防止の徹底
- ・外食時は、1人で食べる「個食」、黙って食べる「黙食」に御協力ください。
 - ・宴会、家族以外のホームパーティーは控えてください。
- (3) 春からの新しい生活に向けて
- ・年度末や暖かくなる春先のシーズンに向け、歓送迎会や花見の宴会等は自粛し、各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動してください。

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（3/1～3/14 実施分）の概要

※ 下線は、緊急事態措置協力金（第4期）との変更箇所

▶3/1以降、午後9時までの時短要請としているため、もともとの営業時間が午後9時までの店舗は申請できません。
▶3/8～3/14の要請期間は、対象地域を京都市内としているため、京都市外の店舗は申請できません。

	3月1日（月）～3月7日（日）【7日間】	3月8日（月）～3月14日（日）【7日間】
要請期間	※準備の都合等、特別な事情があり3月1日（月）から時短要請に応じることが困難な場合であっても、可能な限り早い日から時短要請に応じていただくことが必要です。 この場合、時短協力開始日から3月14日（日）まで（京都市以外は3月7日まで）の全ての営業日において協力いただければ、日割りで支給します。	
対象地域	京都市内全域	京都市内
対象施設	【飲食店】飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） 【遊興施設等】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）	
支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） ① 対象となる地域に対象施設（店舗）を有すること ② 府の要請期間中、時短協力開始日から、連続して時短要請に応じていること（定休日等の店休日は除く） ③ 要請日（2/26）以前から営業していること（営業時間が午後9時までの店舗は除く） ④ ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること	
支給額	1施設（店舗）1日あたり4万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に対応した日数に応じて支給	
申請方法	3月15日（月）以降、受付開始予定 （緊急事態措置協力金（延長分）とあわせて申請の受付を行う予定です。）	

※詳細は京都府ホームページに今後掲載します。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin5.html>

5 その他、協力金に関する注意事項

(1) 緊急事態措置協力金（延長分）の対象期間及び受付開始日を下記のとおり、変更いたします。

(下表（参考）※1を参照)

【変更前：対象期間】

2月8日（月）から3月7日（日）まで

【変更後：対象期間】

2月8日（月）から2月28日（日）まで

【変更前：受付開始日】

3月8日（月）以降予定

【変更後：受付開始日】

3月15日（月）以降予定

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2期）及び緊急事態措置協力金（当初分）については、いずれも3月1日（月）を申請受付期限としております。早期の支給のためにも、期限内の申請に御協力をお願いいたします。

なお、この間、要請期間の延長や協力金制度の変更などが相次いだことから、申請準備が調わないなど、特別の事情がある場合には、3月12日（金）まで申請を受け付けいたします。

(下表（参考）※2を参照)

(参 考)

	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	
	第1期	第2期
期 間	12月21日(月)～1月11日(月)【22日間】	1月12日(火)～1月13日(水)【2日間】
対象地域	京都市内	京都市内
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請	午前5時～午後9時の間の営業を要請
対 象 者	中小企業・団体、個人事業主	中小企業・団体、個人事業主
連続要件	遅くとも12月25日(金)から連続して時短要請に応じること	遅くとも1月13日(水)から連続して時短要請に応じること
協力金額	4万円/日	4万円/日
受付期間	2月10日(水)～2月19日(金)	2月8日(月) ～3月1日(月) ※2 3月12日(金)まで申請可

	緊急事態措置協力金		新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金	
	当初分	延長分		
期 間	1月14日(木)～ 2月7日(日)【25日間】	2月8日(月)～ 2月28日(日)【21日間】 ※1	3月1日(月)～ 3月7日(日) 【7日間】	3月8日(月)～ 3月14日(日) 【7日間】
対象地域	京都府内全域	京都府内全域	京都府内全域	京都市内
対象業種	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	
要請内容	午前5時～午後8時の営業を要請（酒類の提供は午前11時～午後7時）	午前5時～ 午後8時 の営業を要請（酒類の提供は午前11時～ 午後7時 ）	午前5時～ 午後9時 の営業を要請（酒類の提供は午前11時～ 午後8時 ）	
対 象 者	企業・団体、個人事業主 （※規模の限定なし）	企業・団体、個人事業主 （※規模の限定なし）	企業・団体、個人事業主 （※規模の限定なし）	
連続要件	時短営業の協力開始日から2月7日まで連続して時短要請に応じること	時短営業の協力開始日から2月28日まで連続して時短要請に応じること	時短営業の協力開始日から3月14日まで（京都市以外は3月7日まで）連続して時短要請に応じること	
協力金額	6万円/日	6万円/日	4万円/日	
受付期間	2月8日(月) ～ 3月1日(月) ※2 3月12日(金)まで申請可	3月15日(月)以降予定 ※1	3月15日(月)以降予定	

<問い合わせ先>

▶営業時間短縮等について

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター
平日 9時～17時

075-414-5907

▶新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について
協力金コールセンター

9時30分～17時30分（日曜日・祝日除く）

075-365-7780